（第10面）

⑷　法第63条の11第２項に規定する利用者の暗号資産に係る管理の方法

（記載上の注意）

１．利用者の暗号資産に係る管理の方法については、原則として、暗号資産の種類ごとに具体的に記載すること。

２．第三者をして管理させる場合は、当該第三者の名称を併せて記載すること。

３．法第63条の11第２項後段に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産が存在する場合は、当該暗号資産の種類及び上限並びに当該暗号資産の管理の方法を併せて記載すること。

４．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第10面の次に添付すること。

（第10面）

15．登録免許税領収書貼付欄